

## 築上町の部活動の在り方に関する指針

築上町教育委員会

### 部活動の適切な運営のために

#### (1) 部活動の方針の策定について

##### ア 方針と年間計画等の作成

- ・ 校長は、毎年度、部活動方針を策定する。
- ・ 顧問は、校長が策定した方針に沿って、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。

##### イ 方針と年間計画等の公表

- ・ アの活動方針及び年間計画等については、学校のホームページへの掲載等により公表する。

#### (2) 部活動の適切な運営について

##### ア 休養日及び活動時間等の設定

###### 【設定基準】

###### ○ 週当たり2日以上休養日を設ける。

平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末という」）のいずれか1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

###### ○ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

###### ○ 定時退校日、学校閉庁日は、部活動は実施しない。

###### ○ 定期試験の前後に一定期間の部活動休養日を設ける。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、上記基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、弾力的に定めることとする。

##### イ 休養日及び活動時間等の周知

- ・ 各部活動顧問は、上記の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、部の保護者に周知徹底すること。

#### (3) 生徒の健康・安全確保について

##### ア 危機管理の徹底

- ・ 学校の危機管理マニュアルに沿った安全管理を徹底すること。

##### イ 大会引率

- ・ 大会引率は、原則として、公共の交通機関を利用すること。